（七日夕刊）

磐城新聞

（大正十年四月二十二日 第三種郵便物認可）　（昭和二年七月八日）

磐城版　（金曜日）　第一千九百八十五號　（一）

定價（郵稅共）一ヶ月五十錢　廣告料（縣報欄一行五十錢 協議所指定二十錢增）

發行兼編輯印刷人　蓮沼龍輔

福島縣平町田町拾六

發行所　磐城新聞社

電話五六百番

休刊日　毎第一第三日曜日

ソビエットロシヤの勞働法典と産業の現狀（二）

大日本森林組合代表大倉組參與　梅浦健吉

勞働法の沿革

帝政時代の露國には現在の如き廣き意味の勞働法なるものは無かつたが工業法、鑛山企業法其他企業の種類に分つて勞働條件を規定したものがあつた。然し勞働者を擁護する程度は到底現勞働法と比較すべくもなかつたのである。現勞働法典は沿革的に次の如き三期の變遷を重ねてゐる。

第一期は千九百十七年十月革命より千九百十八年末迄の所謂現ソビエット制度の創造時代

第二期は千九百十八年より千九百二十一年迄の軍事共産時代

第三期は千九百二十一年春以降の新經濟政策時代

第一期に於ては千九百十七年十月二十九日付を以て八時間勞働を骨子とする規定が發布されたが、續いて無數の細除改廢があつた。千九百十八年十月是等を綜合整理して現勞働法の前身ともいふべき第一次の勞働法典を發布したのである。次で第二期の軍事共産時代に入り

任意雇傭

に代つて強制勞働を以てするに至つたので千九百二十年六月十七日付を以て發布された一般規定は事實上千九百十八年の勞働法を殆んど撤廢したのと同樣の狀態に至らしめたのである。然るに第三期主として對等な立場に立ち公正に入つて經濟政策の實施を妥協な勞働條件を協定するにあるのである。然るにソ正の必要が生じ、最初は部ビエットロシヤの如き總分的改正を行つたが新經濟の企業主たり雇傭主たるものは政府であり且政府と職政策に基く結果は到底改正の必要に業組合とは異體同心ともいふべき間柄にある故、國營迫られたので、改正分科委企業と職業組合間の團體契員會を設置して各專門別約は至極圓滿に締結出來に改正條項の攻究審議することるが國營以外の微力な企業主になつたのである。斯くて雇傭主は上記の如き遙に有力な職業組合を相手として

約半歲に

亘つて討議は職業組合の集團的威力をは職業組合の集團的威力を藉りて有力な企業主、雇傭主に對等な立場に立ち公正な勞働條件を協定するのである。然るにソビエットロシヤの如き總分的改正を行つたが新經濟の企業主たり雇傭主たるものは政府であり且政府と職業組合とは異體同心ともいふべき間柄にある故、國營企業と職業組合間の團體契約は至極圓滿に締結出來るが國營以外の微力な企業主雇傭主は上記の如き遙に有力な職業組合を相手として到底對等な太刀打ち、對等な交渉は出來ない。只さへ優越的地位にある職業組合者として失踪の宣告を區裁判所に申請し、裁判所の宣告がなければ貴女は養家の戸主となりますから婚姻を理由として隱居を爲したる後婚家へ入籍します。萬一搜査の結果居所が判明すればやうもないところであつたが、養父母の同意を得て婚家へ入籍します。

明日の凶

七月新月　六日
歷八日　歷十日

明日は六月新月で七日が吉日、八日が凶日に當る。

磐新顧問

（照合を願ふ）

（私）の夫は次男で先年妻子を殘して死去しました。私は亡夫の兄である戸主と意見があはず分家したいのですが兄が許しません。どうすれば分家出來ますか（笹子）

（答）分家する場合には本家の戸主が同意しなければ不可能です。法律が比制度を設けたのは戸主權と戸主の家族扶養を尊重した結果です。貴女がしばて兄の家籍から離れたいなら、本家の戸主の意に反して別居するのです從つて戸主はあなたを扶養せず戸籍より離籍し得る條件を生じます。さすれば貴女は離籍されて一家を創立しますから、行するつに同家と同じ結果になりまたことが知れただけでも重太夫等の怒りを買はねばなた。彼は忠兵工に下瀨主水が今日は左內一人が登城致を使者に出したが歸つて來さぬでは……」

と忠兵工は笑つた

其處へ資部左內が訪れた

講談　（81）

高橋掬太郎創作　布施秀八郎揮毫

曲者の目印

資部左內は夜に入るを待ぐつと呑み干して返した

『左樣、武士の死は惜んではならぬが、また輕卒に捨しながら云つた。

『ところで、昨夜の曲者、早間重太夫が絕ねず神部つべきものでもない。捨てられは資部左內ともう一人の身邊に人を忍ばせてゐる場所は何處にでもあらう誰からしうござるぞ』

ことを左內は知つてゐた。

『全くでござる』

と忠兵工が云つた

『だが、下瀨主水氏は如何だから彼は神部の郎へ訪れたのでござるが、今となつても、主君が御無事でさへあのであらう、或は我が『ほう、資部左內とはどうて見ると矢張り曲者のやうれば安心ぢや、むしろ、今意見があはず分家したいのですが兄が許しません。どうすれば分家出來ますか（笹子）

（答）分家する場合には本家の戸主が同意しなければ不可能です。法律が比制度を設けたのは戸主權と戸主の家族扶養を尊重した結果です。貴女がしばて兄の家籍から離れたいなら、本家の戸主の意に反して別居するのです從つて戸主はあなたを扶養せず戸籍より離籍し得る條件を生じます。さすれば貴女は離籍されて一家を創立しますから、行するつに同家と同じ結果になりまたことが知れただけでも重太夫等の怒りを買はねばなた。彼は忠兵工に下瀨主水が今日は左內一人が登城致を使者に出したが歸つて來さぬでは……」

と忠兵工は笑つた

其處へ資部左內が訪れた

ないと存じ、切り拔けるにがら云つた。そして

よいだけ切り拔けて來ぬつのでござるが、今となつても、主君が御無事でさへあて見ると矢張り曲者のやうれば安心ぢや、むしろ、今な者でも生き殘つてゐて又はに姿を隱してゐられた方がお爲めなのぢや、主君もお考へになつておられるであらう』

と、深く考へ込むやうに

『まあ、それは疑問としてよいだけ切り拔けて來ぬつのでござるが、今となつても、主君が御無事でさへあて見ると矢張り曲者のやうれば安心ぢや、むしろ、今な者でも生き殘つてゐて又はに姿を隱してゐられた方がお爲めなのぢや、主君もお考へになつておられるであらう』

と、深く考へ込むやうに

『ところで、昨夜の曲者、早間重太夫が絕ねず神部つべきものでもない。捨てられは資部左內ともう一人の身邊に人を忍ばせてゐる場所は何處にでもあらう誰からしうござるぞ』

ことを左內は知つてゐた。

『全くでござる』

と忠兵工が云つた

『だが、下瀨主水氏は如何だから彼は神部の郎へ訪れた

關係民結束して 水路復活を陳情

産業上捨て置けぬと 鮫川堰問題再燃

石城郡植田、小名濱、泉、玉川、上遠野、渡邊各村が巨額の工費を投じ鮫川堰を竣工せしめしも工事に缺陷ありし爲途に其通水を見る能はず灌漑不能となつて關係各町村民が惱まされてゐる爲縣耕地課でも放棄して置く譯に行かず之れが完全なる 復舊工事を遂行せんと農林省に陳情し運動も行惱みの形となつたので鐵報の如く同省農務局の河原技師一行が同所に出張其實地踏査を行ひしを現在の如き狀態として看のであるが當局に於ても其過して行く事は單に同地方荒廢狀態が意外に甚大で堤民の苦衷のみに止まらず國防は決潰しピーヤは倒壞し家産業上の損失であるから水路には枩の大木が植たはとの意見を有するもの多數に達し何處に行つても等慘狀目も當られぬ始末藤助と云ふ本年八十一歳の老人である。赭ら顏にして頑強なること一見六十歳外としか思はれない八十歳の今日まで未だ一度も病氣をしたことが無く勿論醫師や藥は何かを知らぬ有樣で今日此頃の暑さにも困らなければ又は知らなかつた又別に俺に厳寒肌を刺す烈風にも寒いと思つた事がないといふ全く文字通りの不死身である彼れは八十一歳の今日に至るまで普通の日には毎日

實現せしむる事は稍不可能とされてゐる一方關係各町村中の一部には同堰よりの灌漑に夫れ程直接打撃を蒙らざる地方もあるので全部が足並を揃へ復舊の急務なるを叫ぶ程度にも至らず二派に分れて復舊促進運動も行惱みの形となつたので鐵報の如く同省農務局の河原技師一行が同所に出張其實地踏査を行ひしを現在の如き狀態として看のであるが當局に於ても其過して行く事は單に同地方荒廢狀態が意外に甚大で堤民の苦衷のみに止まらず國防は決潰しピーヤは倒壞し家産業上の損失であるから水路には枩の大木が植たはとの意見を有するもの多數に達し何處に行つても等慘狀目も當られぬ始末藤助と云ふ本年八十一歳の老人である。赭ら顏にして頑強なること一見六十歳外としか思はれない八十歳の今日まで未だ一度も病氣をしたことが無く勿論醫師や藥は何かを知らぬ有樣で今日此頃の暑さにも困らなければ又は知らなかつた又別に俺に厳寒肌を刺す烈風にも寒いと思つた事がないといふ全く文字通りの不死身である彼れは八十一歳の今日に至るまで普通の日には毎日

石城小名濱の小磯老 瞠着 たらしめてゐる

石城小名濱町に珍らしい高齢の漁夫がある、此漁夫は其家庭は妻が十年前に死亡したので子供と共に居るが現在自分の孫が四十六人の多數に達し何處に行つても祖父さん〳〵と言はれる幸福な身分俺は丁度十四歳の頃であつた伊井大老が櫻田門外で殺された當時初めて足袋と云ふ物を見たそれ迄小名濱の漁夫はそんな物は知らなかつた又別に俺には必要がなかつたのである今日迄の長命と壯健とは如何なる理由かと聞かれたつても煙草もやらず三度の食事も粗食で働く事にも

不死の秘 酒も煙草も呑まず 無我無中で稼ぐ 八十一で壯者を凌ぐ

小名濱の小磯老

瞠着 たらしめてゐる

石城小名濱町に珍らしい高齢の漁夫がある、此漁夫は其家庭は妻が十年前に死亡したので子供と共に居るが現在自分の孫が四十六人の多數に達し何處に行つても祖父さん〳〵と言はれる幸福な身分俺は丁度十四歳の頃であつた伊井大老が櫻田門外で殺された當時初めて足袋と云ふ物を見たそれ迄小名濱の漁夫はそんな物は知らなかつた又別に俺には必要がなかつたのである今日迄の長命と壯健とは如何なる理由かと聞かれたつても煙草もやらず三度の食事も粗食で働く事にも

大船 小船に竿さして漁に出る、そして普通は毎日平均三圓五十錢位の獲をなして夕陽を赤銅の身體に浴びて歸港するを常とするが、最近の十日間は一日平均八圓合計八十圓に餘る大漁をなして若い漁夫達も

炭礦會社相互の 共同保護が主眼 直接福祉を齎らす 鑛山協會が成立

石城郡の産業は主に炭礦にあり隨つて炭礦の盛衰如何は實に重大なる關係を與へ極めて重大視されてゐるが鑛山に於ける災害の防止、衛生狀態の改善並に能率の增進を計りもつて鑛業の進歩發達に資するを目的として組織可決した上で特別會員たる學識經驗ある者として井上匡四郎子以下十九名を推薦する筈である

一人組の若い者が 舊惡續々と露現 汽車中の惡事に運つき 平署嚴重調査中

警察署管内四町十八ケ村にわたり創立總會を開きまた同十時から商工省會議室に於いて

日本鑛山 協會は六

大日本消防 協會發會式

入山爭議 公判

農銀の半期成績 豫想以上の好實績で 純益二十九萬圓

兵事主任會

時言

浪士

平町上水道の 增水申請

書類一應却下

父子共謀で 小娘を誘拐

夏季衛生 平署と共力

出來るだけ多く 電話架設の方針 加入登記者は別に 田村平局長語る

縣議一行が 出福陳情 關係町村長と

二人組の若い者が 舊惡續々と露現 汽車中の惡事に運つき 平署嚴重調査中

大日本消防 協會發會式

入山爭議 公判

農銀の半期成績 豫想以上の好實績で 純益二十九萬圓

兵事主任會

時言

浪士

平町上水道の 增水申請

書類一應却下

父子共謀で 小娘を誘拐

夏季衛生 平署と共力

出來るだけ多く 電話架設の方針 加入登記者は別に 田村平局長語る

縣議一行が 出福陳情 關係町村長と

平町の 吳服屋 都々逸

小川郷　吉岡獨歩

△角力ちや大關　吳服ちや伊勢

客は橫綱土つかず

△婚禮仕度は　鑑田屋よろし

千年萬年添ひ遂げる

△品が上等で　値段がやすく

愛嬌も吉田屋吳服店

△親切第一た客と　中野よいのが

自慢の吳服店

△品と値段と　親切ぶりが

三井揃ふた吳服店

△戀を波つた　勉强ぶりに

客も諸橋吳服店

△品のよいので　客足とまる

竹に雀の仙臺屋

平町の 吳服屋 都々逸

小川郷　吉岡獨歩

△角力ちや大關　吳服ちや伊勢

客は橫綱土つかず

△婚禮仕度は　鑑田屋よろし

千年萬年添ひ遂げる

△品が上等で　値段がやすく

愛嬌も吉田屋吳服店

△親切第一た客と　中野よいのが

自慢の吳服店

△品と値段と　親切ぶりが

三井揃ふた吳服店

△戀を波つた　勉强ぶりに

客も諸橋吳服店

△品のよいので　客足とまる

竹に雀の仙臺屋

不死の秘 酒も煙草も呑まず 無我無中で稼ぐ 八十一で壯者を凌ぐ

小名濱の小磯老

瞠着 たらしめてゐる

石城小名濱町に珍らしい高齢の漁夫がある、此漁夫は其家庭は妻が十年前に死亡したので子供と共に居るが現在自分の孫が四十六人の多數に達し何處に行つても祖父さん〳〵と言はれる幸福な身分俺は丁度十四歳の頃であつた伊井大老が櫻田門外で殺された當時初めて足袋と云ふ物を見たそれ迄小名濱の漁夫はそんな物は知らなかつた又別に俺には必要がなかつたのである今日迄の長命と壯健とは如何なる理由かと聞かれたつても煙草もやらず三度の食事も粗食で働く事にも

大船 小船に竿さして漁に出る、そして普通は毎日平均三圓五十錢位の獲をなして夕陽を赤銅の身體に浴びて歸港するを常とするが、最近の十日間は一日平均八圓合計八十圓に餘る大漁をなして若い漁夫達も

炭礦會社相互の 共同保護が主眼 直接福祉を齎らす 鑛山協會が成立

石城郡の産業は主に炭礦にあり隨つて炭礦の盛衰如何は實に重大なる關係を與へ極めて重大視されてゐるが鑛山に於ける災害の防止、衛生狀態の改善並に能率の增進を計りもつて鑛業の進歩發達に資するを目的として組織可決した上で特別會員たる學識經驗ある者として井上匡四郎子以下十九名を推薦する筈である

日本鑛山 協會は六

大日本消防 協會發會式

入山爭議 公判

農銀の半期成績 豫想以上の好實績で 純益二十九萬圓

兵事主任會

時言

浪士

平町上水道の 增水申請

書類一應却下

父子共謀で 小娘を誘拐

夏季衛生 平署と共力

出來るだけ多く 電話架設の方針 加入登記者は別に 田村平局長語る

縣議一行が 出福陳情 關係町村長と

二人組の若い者が 舊惡續々と露現 汽車中の惡事に運つき 平署嚴重調査中